

	御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	<p>ストックホルム条約第 12 回締約国会議(SC COP-12)において C9-C21 長鎖 PFCA が附属書 A に追加されたことを受け、これらの物質が化審法 第一種特定化学物質として規制されることになると理解している。</p> <p>弊社は C9-C21 PFCA を意図的に製造していないが、フルオロポリマーの製造工程において、これらの化合物が意図しない微量不純物として生成される可能性がある。</p> <p>C9-C21 LC PFCA の管理措置を導入することは、特に C15、C17、C19、C20、C21 について、現時点で多くの物質に標準化された定量分析法が存在しないため、重大な分析的および技術的課題がある。</p> <p>管理対象となるすべての LC PFCA 物質、その塩および関連物質について、化学名や CAS 番号を明記し、明確にリスト化してもらえると管理する側としても助かる。</p> <p>また、規制対象となる全ての物質は、包括的かつ透明性の高い科学的リスク評価を受ける必要があると考える。</p> <p>さらに、これらの要件を導入する際には、分析手法やコンプライアンス措置の開発期間を確保するため、公布後少なくとも 1 年間の十分な移行期間を設けることを提案する。</p> <p>また、上記の弊社意見の技術的な根拠を補足するために、EU POPs に関する EU 工業団体である FPG(Fluoropolymer Product Group)の意見の日本語訳をご参考までに添付する。</p>	<p>不純物として含まれる、第一種特定化学物質については、当該不純物による環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該不純物は第一種特定化学物質として取り扱わないこととしています。不純物として含まれる第一種特定化学物質に該当する化学物質の取扱いは、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」(※1)の 1-4②及び「不純物として第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて(お知らせ)」(※2)をご確認ください。なお、成分について自ら測定して説明するか、輸入元から成分表を入手して説明するか等は、事業者任せられているため、事業者で判断をお願いいたします。</p> <p>また、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において定める LC-PFCA 関連物質については、今後、厚生労働省、経済産業省及び環境省による合同審議会(以下「3省合同審議会」という。)の意見を聴取した上で、政令の施行に合わせ、令和 8 年秋以降に施行する予定です。なお、令和 7 年 6 月 20 日の 3 省合同審議会の資料 1 別添 2 (※3)において、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において指定する LC-PFCA 関連物質の候補物質一覧(案)を示しています。</p> <p>第一種特定化学物質指定等の施行日については、令和 7 年 6 月 20 日の 3 省合同審議会における公開での審議(※4)や、令和 7 年 10 月 3 日から令和 7 年 11 月 2 日までの期間において意見募集を行っていることなども踏まえ、改正政令の公布の日から 6 月後としています。</p>

		<p>※1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（最終改正令和8年4月1日）  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_t_r080401_51_0.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_t_r080401_51_0.pdf</a></p> <p>※2 不純物として第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）（令和8年3月31日）  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/260331bat_oshirase.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/260331bat_oshirase.pdf</a></p> <p>※3 令和7年6月20日の3省合同審議会 資料1別添2  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/shinsa/pdf/248_01_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/shinsa/pdf/248_01_00.pdf</a></p> <p>※4 令和7年6月20日の3省合同審議会  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/shinsa/248.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/shinsa/248.html</a></p>
2	<p>1. 国際的な不均衡が生じないような規制運用につき、配慮いただきたい。今回の改正は、ストックホルム条約の改正に基づくものであるところ、当該改正に基づく国内法化において行われる。その結果、他国では適法に流通・使用されている製品が日本においてのみ、法令の解釈や運用の不明確さにより過度に制限される場合、海外メーカーやそれら製品を取り扱う輸入事業者の経済活動が不均衡・不平等に制約されるおそれがある。ついては、実際の規制運用においては、国際的なサプライチェーンに関与する事業者が不当に不利益を被ることがないよう、国際的な整合性・均衡に十分配慮した運用を行うことを要望する。</p> <p>2. 通関時（SDS提出段階）における輸入規制判断の運用を明確化していただきたい。</p>	<p>1. について  いただいたご意見について、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「ストックホルム条約」という。）において廃絶・制限の対象となった物質は、当該物質に係る取扱い状況等を踏まえ、3省合同審議会により専門家による審議を経た上で、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）第2条第2項の第一種特定化学物質として定めること、その製造及び使用等を制限することなど、必要と認められた措置を規定しています。今後も取扱い状況等を考慮し、必要と認められる措置を規定して参ります。</p> <p>2. について</p>

実務上、塗料、潤滑油、コーティング剤等の化学物質を含有する製品については、通関時に SDS の提出を求められ、その段階で輸入可否が判断されるケースが想定される。

この際、通関時に提出された SDS に基づき政令により輸入禁止対象とされる化学物質の含有が確認された場合に当該製品が直ちに輸入禁止と判断され、返送・廃棄等の措置が必要となるのかどうか、また、その場合の具体的な判断プロセスや手続については、現時点では必ずしも明確ではないが、判断基準やプロセスが不明確なまま運用される場合、事業者が予期せぬ返送・廃棄等を余儀なくされるなど、過度な実務負担や経済的損失が生じるリスクがある。

確かに、現時点でも、輸入規制については、経産省のウェブサイト等に一定の案内がされてはいる。しかし、MCCP 及び長鎖ペルフルオロアルカン酸等が第一種特定化学物質に追加されたことに伴い、化審法及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の規制の適用の有無及び遵守方法について初めて調査・検討が必要となった企業は一定数はいるものと考えられる。

については、通関時（SDS 提出段階）における輸入規制判断の考え方、判断主体、判断プロセス、および返送・廃棄等が必要となる場合の具体的な取扱いについて、行政通達等により明確に示されることを強く要望する。

3. 事前ヒアリングの対象外となった業界・企業への配慮及び運用上の柔軟かつ明確な説明・対応が得られる体制（問合せ窓口の増設、マニュアル等の追加整備等）の整備をお願いしたい。

本改正に際し、化学メーカーや化学物質を直接取り扱う業界を中心に、一定の利害関係者へのヒアリングが行われたものと推察される一方で、化学物質そのものを製造・販売していない、当該化学物質を含む製品を調達・輸入・使用する立場にある業界（例：機械、自動車、電機等）や輸入事業者については、必ずしも十分な意見聴取が行われていない可能性が考えられる。

化学物質の輸入通関手続の詳細については、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室 HP に掲載の「化学物質の輸入通関手続」（※1）に記載の情報をご参照ください

なお、通関時の取扱いの詳細については税関にお問い合わせください。

※1 化学物質の輸入通関手続

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/todoke/import.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html)

3. について

令和7年10月3日から令和7年11月2日までの期間における意見募集の結果等を踏まえ、輸入禁止製品等の措置を規定しています。

また、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（※2）の1—1（4）にあるとおり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令で定められた製品に該当せず、当該項目の①又は②に該当するものについては、「化合物」とはせず「製品」とみなして扱い、本法以外の関連法令等により対処するものとしています。

なお、お問合せにつきましては、以下のメールフォーム（※3）にご連絡いただきますようお願いいたします。

※2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（最終改正令和8年4月1日）

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/about/laws/laws\\_t\\_r080401\\_51\\_0.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_t_r080401_51_0.pdf)

※3 お問合せメールフォーム

[https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika\\_toiawase](https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase)

こうした業界・企業に対し、法令の趣旨や規制対象の解釈が不明確なまま規制が適用される場合、過度に萎縮した経済活動や、想定外の不利益が生じるおそれがあるため、配慮を要望する。

4. 今回の改正により新たに輸入が禁止される製品の HS コードを早期にご明示していただきたい。

本改正に伴い新たに輸入禁止の対象となる製品が、具体的にどの HS コードに該当するのかについて、事業者が事前に判断可能となるよう、該当する HS コードをできる限り早期に、明確かつ具体的に示していただくことが不可欠である。

HS コードの明確化がなされないまま規制が施行される場合、事業者は適法性の判断ができず、結果として状況次第では在庫を大量に廃棄することを余儀なくされたり、逆に過度に保守的な対応を取らざるを得なくなるおそれがある。

5. 廃棄段階において、廃棄物処理法上の義務（特に表示や取扱いに関する実務上の対応）が、化審法上の義務（より具体的には表示義務）の想定を超えて、過度に重いものとならないよう、法制度全体としての整合性が確保されることが重要であると考えます。

日本国内に輸入された製品は、再輸出されない限り、最終的には日本国内において廃棄されることとなる。

このため、本改正により規制対象となる化学物質を含有する製品については、その使用段階のみならず、最終的な廃棄段階における法令上の取扱いも、事業者にとって極めて重要な論点となる。当該廃棄段階においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」）の規制が適用されることとなるが、一方で、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下「化審法」）においては、化審法上の規制対象とならない商品については、同法に基づく表示義務等は課されない整理となっているため。

4. について

輸入禁止製品の詳細については、該当する輸出統計品目番号（HS コード）を整理し、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室 HP に掲載の「（お知らせ）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」（※4）において、今後公表する予定ですので、そちらをご確認ください。

いただいた御意見も踏まえ、今後も早期の改訂及び周知に努めてまいります。

※4 （お知らせ）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/todoke/tsukan\\_250206.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/tsukan_250206.pdf)

5. について

いただいた御意見は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に関する内容でありますので、環境省の廃掃法の担当部局にお問い合わせください。

<p>3 長鎖 PFCA（ペルフルオロアルカン酸）関連物質の一部（CAS No:86508-42-1）は、半導体製造装置において循環冷媒として既に使用されている重要な化学物質である。</p> <p>本政令の交付から全面施行までの期間が6ヶ月と設定されているが、弊社のような半導体製造業においては、全プロセスに関わる化学物質の評価や変更など必要な対応措置の実施には相当な時間とリソースを要する。（製造装置によっては代替物質に切り替えるために装置の改造を要する。改造部品の納期約5か月）</p> <p>特に、弊社はファウンドリー工場として少量多品種の製品を製造しており、多様な製造装置・プロセスごとに個別の評価・対応が必要となる。そのため、代替物質への切り替え等、短期間で全ての対応を完了することは極めて困難である。</p> <p>つきましては、半導体の安定供給のため、確実かつ円滑に事業活動が継続できるよう、以下を検討いただきたく強く要望する。</p> <p>★長期間の工場停止を回避するため★</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備期間を施行日より1年程度(2027/11頃)まで延長いただけないか</li> <li>・規制前に購入した在庫の使用（冷媒としての使用）の許可をいただけないか</li> </ul> <p>（シンガポール政府の対応原文を以下に示す。※）</p> <p>※シンガポール NEA 原文</p> <p>With effect from 16 Dec 2026, the manufacture, import and export of Chlorpyrifos, MCCPs (chlorination levels 45% chlorine by weight), LC-PFCAs, as well as products containing these chemicals, will not be allowed in Singapore in alignment with the Stockholm Convention.</p> <p>Companies may continue to deplete existing stocks of the chemicals and/or their products that were imported before this date.</p>	<p>第一種特定化学物質指定等の施行日については、令和7年6月20日の3省合同審議会における公開での審議（※1）や、令和7年10月3日から令和7年11月2日までの期間において意見募集を行っていることなども踏まえ、改正政令の公布の日から6月後としています。</p> <p>なお、「第一種特定化学物質の使用」とは、第一種特定化学物質を機械、機器その他の製品に組み込んだり、混入したりするような場合をいいます。第一種特定化学物質が既に組み込まれ、又は混入された製品を使用することは、第一種特定化学物質が使用されている「製品の使用」であって、「第一種特定化学物質の使用」にはあたりません。化審法における製品の考え方は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（※2）の1—1（4）をご確認ください。</p> <p>※1 令和7年6月20日の3省合同審議会  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/shinsa/248.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/shinsa/248.html</a></p> <p>※2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（最終改正令和8年4月1日）  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_t_r080401_51_0.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_t_r080401_51_0.pdf</a></p>
--	--

4	<p>長鎖ペルフルオロアルカン酸（炭素数が九から二十一までのものに限る）、長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質（炭素数が八から二十のものに限る）」や MCCP（中鎖塩素化パラフィン（炭素数が十四から十七までのものであつて、）の様に、物質によって定義される炭素数の幅が異なり一致しないため、「長鎖」、「中鎖」の表現は妥当でない気がするがいかがか。</p>	<p>ストックホルム条約第 12 回締約国会議（令和 7 年 4 月から 5 月にかけて開催）において、「LC-PFCA とその塩及び LC-PFCA 関連物質」及び「MCCP」については、「Long-chain perfluorocarboxylic acids, their salts and related compounds」及び「Medium-chain chlorinated paraffins」と表記されています。そのため、ストックホルム条約における表現である「Long-chain」及び「Medium-chain」に倣い、「長鎖」及び「中鎖」の表現をそれぞれ用いています。</p>
5	<p>中鎖塩素化パラフィン(MCCP)を第1種特定化学物質に指定するにあたり、施行日時点で既に市場や事業者の在庫として存在する MCCP を含有する塗料製品の取扱いを明確にしていきたい。施行後も当該在庫製品をそのまま使用できるのか、それとも使用ができなくなるのか、事業者が法令順守のために判断ができるよう明示してほしい。</p> <p>仮に使用できなくなる場合は、廃棄方法、保管方法、収集運搬方法、委託先の選定等について、廃棄物処理法その他関係法令との関係も含めて具体的に周知していきたい。特に、塗料製品は現場保管や未使用在庫が一定期間残ることが多く、施行時点での在庫の扱いが不明確なままでは、事業者に過大な混乱と追加負担が生じるため、猶予期間や経過措置の設定を強く要望する。</p>	<p>第一種特定化学物質指定等の施行日については、令和 7 年 6 月 20 日の 3 省合同審議会における公開での審議（※ 1）や、令和 7 年 10 月 3 日から令和 7 年 11 月 2 日までの期間において意見募集を行っていることなども踏まえ、改正政令の公布の日から 6 月後としています。</p> <p>また、「第一種特定化学物質の使用」とは、第一種特定化学物質を機械、機器その他の製品に組み込んだり、混入したりするような場合をいいます。第一種特定化学物質が既に組み込まれ、又は混入された製品を使用することは、第一種特定化学物質が使用されている「製品の使用」であって、「第一種特定化学物質の使用」にはあたりません。化審法における製品の考え方は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（※ 2）の 1—1（4）をご確認ください。御意見に記載のものが、化審法上の「製品」に該当するかどうかについては、ご自身で判断してください。廃棄方法については、廃掃法に関する内容でありますので、環境省の廃掃法の担当部局にお問い合わせください。</p> <p>※ 1 令和 7 年 6 月 20 日の 3 省合同審議会  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/shinsa/248.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/shinsa/248.html</a></p> <p>※ 2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（最終改正令和 8 年 4 月 1 日）</p>

	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_t_r080401_51_0.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_t_r080401_51_0.pdf</a>
--	---

以下このような個別の御意見がございました。

	御意見の概要
6	ようやく有機汚染物質の規制強化ということで良いと思うが、PFAS/PFOA の汚染は、アメリカ米軍基地では 十数年以上も前から認識されていた問題であり、遅きに失している。 猶予期間を設けるつもりの様だが、早々に条約に準じて禁止すべきだ。